

納税と課税について

● 都税の納付方法

(詳しくは、東京都主税局ホームページ「税金の支払い」からご確認いただけます。)

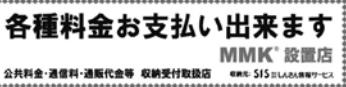
窓口での納付

- 都税事務所・都税支所・支庁（自動車税種別割については、左記のほか都税総合事務センター・自動車税事務所）
- 金融機関・郵便局（一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。）
- コンビニエンスストア
1枚当たりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

利用可能なコンビニエンスストアー（50音順）

くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セブン・イレブン デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア ローソン MMK設置店*
(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。)

*「MMK設置店」とは、MMK（マルチメディアキオスク）端末が設置されているコンビニエンスストアやドラッグストア等の店舗を表します。収納可能な店舗には、「MMK設置店」のステッカー（右図）が店頭に表示されています。



スマートフォン決済アプリによる納付

(1) バーコード読み取り方式の場合

スマートフォン決済アプリの請求書の支払いサービスを使用して、納付書のバーコードを読み取ることにより納付することができます。

- 利用可能なスマートフォン決済アプリ（令和5年5月時点）
au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ、楽天銀行アプリ、楽天ペイ
- 使用できる納付書
1枚当たりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

●注意事項

- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。車検用の納税証明が必要な方は、75ページの「車検用の納税証明が必要な方へ」をご覧ください。
- ・納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。

(2) QRコード読み取り方式の場合

スマートフォン決済アプリのQRコード読み取り機能を使用して、納付書に印字されたQRコードを読み取ることにより納付することができます。

- 利用可能なスマートフォン決済アプリ
地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」をご確認ください。
URL : <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



地方税お支払
サイト

- 使用できる納付書
地方税統一QRコード（eL-QR）が印字された納付書に限ります。
※都税事務所にて発行した納付書等、一部の納付書にはeL-QRが印字されません。
※アプリによっては利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。

●注意事項

- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。車検用の納税証明が必要な方は、75ページの「車検用の納税証明が必要な方へ」をご覧ください。

- ・納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません
- ※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

車検用の納税証明が必要な方へ

車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明の提示が省略できます。

車検用の納税証明が必要な方で、（ペイジー）納付の場合は納付日の約10日間後から都税事務所・自動車税事務所等に申請できます。クレジットカード及びスマートフォン決済アプリでの納付の場合は、納付手続完了直後から納税証明が発行できます（納付手続から約1週間以内の申請については、地方税お支払サイトの履歴詳細画面又はスマートフォン決済アプリの支払履歴画面等の提示が必要です。）。

車検が近い等お急ぎの場合は、都税事務所・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付の上、納付書右端の納税証明をご利用ください。

ペイジー（Pay-easy）納付

●金融機関*・郵便局の（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング

- ・（ペイジーマーク）の付いている都税の納付書をお持ちの場合に納付できます。
- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、納付書を持参の上で金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアでご納付ください。車検用の納税証明が必要な方は、上記の「車検用の納税証明が必要な方へ」をご覧ください。
- なお、都では独自に「都税納税確認書」を発行していますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。
- ・新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングを利用する方は、事前に金融機関への申込みが必要です。
- ・システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

* 東京都公金収納取扱金融機関に限ります。

パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付

パソコンやスマートフォン等から、インターネットの専用サイト（地方税お支払サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます（税額に応じたシステム利用料がかかります。）。

詳しくは、地方税お支払サイトをご覧ください。



●クレジットカードで納付できる主な税目

自動車税種別割、固定資産税・都市計画税（土地・家屋（23区内））、固定資産税（償却資産（23区内））、個人の事業税、不動産取得税

なお、法人の都民税・法人の事業税等の申告税目については、令和5年4月からは、eLTAXにより発行した納付情報*を基に、eLTAX上でクレジットカード納付ができるようになりました。

* 納付情報：収納機関番号・納付番号・確認番号・納付区分

●注意事項

- ・税額が1,000万円未満の納付書又はeLTAXにより納付情報を発行した場合に限り、クレジットカードで納付できます。
- ・税額のほかに、税額に応じたシステム利用料（最初の1万円までは37円、以降税額が1万円増えるごとに75円が加算されます（消費税別）。）がかかります。
- ・納付手続が完了すると、納付の取消しやシステム利用料の返金はできません（税額が還付される場合でも、システム利用料は返金できません。）。
- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。車検用の納税証明が必要な方は、ページ上部の「車検用の納税証明が必要な方へ」をご覧ください。
- ・継続払いはできません。昨年度お手続をされた方も、今年度ご利用の際は再度お手続が必要です。

- 利用できるクレジットカードは、以下のマークがついているものです。
VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress、Diners Club



- 都税事務所・金融機関等の窓口やコンビニエンスストアではクレジットカードは利用できません。専用サイト（地方税お支払サイト）よりお手續ください。

[地方税お支払サイト](#)

検索



地方税お支払
サイト

納税と課税について

口座振替

口座振替は、ご利用している預（貯）金口座から、納期限（納期の末日）に自動的に納税できる便利な制度です。

●口座振替がご利用できる都税

- 個人の事業税
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）*
- 固定資産税（償却資産）*

* 東京23区内に所在する資産が対象です。なお、随時課税分については、口座振替の利用はできません。

●取扱金融機関

東京都公金収納取扱金融機関（一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。）

●申込方法（次のいずれかの方法でお申し込みいただけます。）

(1) Webでの申込み

	申込方法	申込期限	ご注意
都税Web口座振替 申込受付サービス	専用サイトからインターネットでお申し込みください。	口座振替を開始しようとする月の当月の10日まで*	納税準備預金は、ご利用できません。また、法人口座や事業用口座は、一部金融機関を除きご利用できません。

* 納期限が月の第一開庁日に当たる場合は、前月の10日までが申込期限です。その他注意事項を記載していますので、詳細は専用サイトをご確認ください。

URL : https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web_kouzafurikae.html

[都税 Web口座振替](#)

検索



(2) 口座振替依頼書での申込み

	申込方法	申込期限	ご注意
①都税口座振替依頼書 (自動払込利用申込書) (ダウンロード専用)	主税局ホームページから依頼書をダウンロード・印刷し、依頼書記載の送付先に郵送してください。	口座振替を開始しようとする月の前月の10日まで* (納税推進課必着)	申込みに当たっては、ホームページにある注意事項・記載例をご確認ください。なお、金融機関の窓口ではお取扱いできません。
②都税口座振替依頼書 (3枚複写式)	都の公金を扱う銀行等の各金融機関の窓口で、必要事項をご記入の上、お申し込みください。	口座振替を開始しようとする月の前月の10日まで*	お手続きの際は、①預(貯)金通帳、②通帳届出印、③納税通知書をご持参ください。なお、依頼書の設置部数に限りがある場合などがありますので、各金融機関に事前にお問い合わせください。
③都税口座振替依頼書 (ハガキ式)	必要事項をご記入いただき、ポストへ投函してください。	口座振替を開始しようとする月の前月の10日まで* (納税推進課必着)	申込みに当たっては、ホームページにある注意事項・記載例をご確認ください。

* 納期限が月の第一開庁日に当たる場合は、前々月の10日までが申込期限です。

口座振替の申込方法の詳細や注意事項等については、東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）の「税金の支払い」や「都税Q & A」をご確認ください。

<口座振替のお問合せ先>

主税局徵収部納税推進課 (03) 3252-0955 (平日 9時～17時)

※住所の変更や課税の内容については、所管の都税事務所へ
お問い合わせください。



地方税共通納税システムでの納付 (eLTAX 電子納税)

地方税共通納税システムとはeLTAXを通じて全ての都道府県、区市町村へ、自宅や職場のパソコンから一括で電子納税ができる仕組みです。

●地方税共通納税システムで納付できる都税

法人の都民税、法人の事業税、特別法人事業税、地方法人特別税、事業所税（23区内）、都民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）

●納付方法（次のいずれかの方法で納付いただけます。）

・ダイレクト納付

事前に届出した金融機関から簡単なクリック操作で納付できます。

・インターネットバンキング等

eLTAXにより発行した納付情報*を基にインターネットバンキング・モバイルバンキング・ATMから納付できます。

・クレジットカード納付

令和5年4月から、eLTAXにより発行した納付情報*を基に、eLTAX上でクレジットカード納付ができるようになりました。

*納付情報：収納機関番号・納付番号・確認番号・納付区分

●注意事項

・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は金融機関等の窓口でお求めください。

・ダイレクト納付を利用するためには事前にeLTAX対応ソフトウェアから出力した「地方税ダイレクト納付口座振替依頼書」を金融機関宛てに送付し、口座登録する必要があります。

また、口座登録までに最大1か月程度かかる場合があります。

・地方税共通納税システムの操作方法及び納付可能な

金融機関はeLTAXホームページをご覧ください。



eLTAX ホーム
ページ

エルタックス

検索

● 滞納とは

滞納とは、定められた納期限までに全額納税しないことをいいます。

滞納すると、督促状等が発付されますが、それでも納めていただけない場合は、滞納処分が行われます。

○滞納処分

滞納した税について、法律は「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は「財産を差し押さえなければならない。」と定めています。

納期限を経過しても納税いただけない場合は、全額納められた納税者との公平を保つため、その方の財産を差し押さえことになります。差し押さえた後、滞納が続きますと、やむを得ず差押財産を換価（債権の取立てや不動産の公売等）し、都税に充当することになります。これらの一連の手続を滞納処分といいます。

● 納期限を過ぎた場合の延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、以下の率（年利）により計算します。

〈平成26年1月1日以降〉

延滞金	本則	特例	延滞金特例基準割合 ^{*3}	平均貸付割合
納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	7.3%	延滞金 特例基準割合 + 1% ^{*1}	平均貸付割合 + 1%	租税特別措置法第93 条第2項の規定に基 づき財務大臣が告示 する割合をいいます。
納期限の翌日から 1か月を経過した日以降	14.6%	延滞金 特例基準割合 + 7.3% ^{*2}		

* 1 「延滞金特例基準割合 + 1%」が7.3%を超える場合は、本則が適用されます。

* 2 「延滞金特例基準割合 + 7.3%」が14.6%を超える場合は、本則が適用されます。

* 3 令和2年12月31日までは「特例基準割合」と読み替えます。令和5年中における割合は1.4%です。

〈平成25年12月31日以前〉

延滞金	本則	特例	特例基準割合
納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	7.3%	特例基準割合 ^{*4}	各年の前年11月30日を経過する時における 商業手形の基準割引率に年4%の割合を加え た割合をいいます。
納期限の翌日から 1か月を経過した日以降	14.6%	特例適用なし	

* 4 平成12年1月1日～平成25年12月31日までの期間に適用される特例です。

特例基準割合が7.3%を超える場合は、本則が適用されます。

延滞金の計算

〈平成26年1月1日以降〉

$$\text{延滞金} = \frac{\text{税額} \times \text{日数 A} \times (\text{延滞金特例基準割合} + 1\%)}{365(\text{日})} + \frac{\text{税額} \times \text{日数 B} \times (\text{延滞金特例基準割合} + 7.3\%)}{365(\text{日})}$$

〈平成25年12月31日以前〉

$$\text{延滞金} = \frac{\text{税額} \times \text{日数 A} \times \text{特例基準割合}}{365(\text{日})} + \frac{\text{税額} \times \text{日数 B} \times 14.6\%}{365(\text{日})}$$

日数A：納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数

日数B：納期限の翌日から1月を経過した日から、納付日までの期間の日数

(注1) 100円未満の端数又は全額が1,000円未満の延滞金はその全額を切り捨てます。

(注2) 法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人の都民税で確定申告書の提出期限の延長を受けた期間内の延滞金の率は、平成12年1月1日から平成25年12月31日までについては商業手形の基準割引率（従来のいわゆる公定歩合）により変わります。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの延滞金の率については、特例基準割合（平均貸付割合に年1.0%の割合を加算した割合）をいいます。令和3年1月1日以降の延滞金の率については、平均貸付割合に年0.5%を加算した割合をいいます。令和5年中における割合は0.9%です。

● 申告納付（納入）にかかる加算金

法人の事業税や軽油引取税、事業所税等の申告納付（納入）する税金には、申告額が少なかったり、申告期限に遅れたりすると加算金がかかります。

過少申告加算金	期限内申告で、その申告が実際より少額であったため、増額の更正を受けた場合など	増差税額の10%（15%）
不申告加算金	期限内に申告をしなかった場合	税額の5%又は15%（20%） ^{*1} (さらに10%を加算する場合があります。) ^{*2}
重加算金	故意に税を免れようとした場合	増差税額の35%又は40% (さらに10%を加算する場合があります。) ^{*2}

* 1 令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する不申告加算金の割合が30%に引き上げられます。

* 2 平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものに適用されます。

● 過誤納金の還付、充当

納め過ぎた都税や誤って納めた都税（過誤納金）は、還付します。ただし、還付を受ける方に、まだ納めていない都税がある場合には、その都税に充当することとなります。

なお、この場合でも延滞金がかかることがあります。

その場合、過誤納金の発生理由により定められた日から還付の支出しを決定した日又は充当した日までの期間に応じ、還付加算金特例基準割合^{*}を用いて算出した額を還付又は充当すべき金額に加算します。

$$\text{還付加算金} = \text{過誤納金額} \times \text{日数} \times \text{還付加算金特例基準割合}^* / 365\text{日}$$

*還付加算金特例基準割合とは、「平均貸付割合」に年0.5%の割合を加算した割合をいいます。

● 徴収猶予と換価の猶予

次の場合で、一時に納税できないと認められるときは、納税が猶予され、分割等での納付ができるようになります。

猶予を受けようとする場合、納税者からの申請が必要です。

条 件	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/>財産が災害（震災、風水害、火災など）を受けたり、盗難にあったとき<input type="radio"/>納税者や生計を一にする親族が病気になったり、負傷したとき<input type="radio"/>事業を廃止したり、休止したとき<input type="radio"/>事業に著しい損失を受けたとき<input type="radio"/>上記に類する事実があったとき<input type="radio"/>法定納期限後1年を過ぎてから課税されたとき<input type="radio"/>一時に納付・納入することにより事業の継続や生活の維持が困難になるとき
猶 予 の 期 間	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/>原則として1年以内です。<input type="radio"/>分割納付が認められます。<input type="radio"/>延滞金の割合は、猶予特例基準割合^{*(令和2年12月31日までは特例基準割合)}を限度とし、それを超える部分に該当する延滞金は免除となります。なお、理由によっては全額免除される場合もあります。
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/>徴収猶予申請書又は換価の猶予申請書<input type="radio"/>徴収猶予の場合は、猶予を必要とする理由を証する書類（災害・盗難証明書、法人は最近の決算書類等）<input type="radio"/>担保提供書、財産目録、収支の明細書など
担 保 の 提 供	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/>原則として猶予金額に見合う担保が必要です。 (国債、地方債、土地、保険付の建物、保証人の保証など) ただし、次のいずれかの場合、担保を提供する必要はありません。<ul style="list-style-type: none">・猶予金額が100万円以下である場合・猶予の期間が3か月以内である場合・担保を提供することができない特別の事情がある場合

法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人の都民税、個人の事業税、不動産取得税、自動車税環境性能割、軽油引取税には、それぞれ独自の徴収猶予制度があります。

*猶予特例基準割合とは、「平均貸付割合」に年0.5%の割合を加算した割合をいいます。

● 不服の申立てや訴訟～納税者の救済制度～

都税の課税や徴収などに不服がある場合には、地方税法、行政不服審査法及び行政事件訴訟法により、不服申立てや取消訴訟の権利が保障されています。

納税通知書、更正・決定等通知書、督促状などに、不服申立て及び取消訴訟の提起期間等についての記載がありますので、ご覧ください。

不 服 申 立 て ^{*1}	都税の課税や徴収などの処分に不服がある場合、原則として、処分のあったことを知った日（例えば、納税通知書を受け取った日）の翌日から起算して3か月以内 ^{*2} に、東京都知事に審査請求することができます。 審査請求書は必ず書面（正副2通）で東京都知事宛てに提出してください。なお、審査請求書の提出は、都税事務所長又は支庁長を経由して行うこともできます。
取 消 訴 訟	取消訴訟は、原則として、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないなどの場合には、裁決を経ないでも提起することができます。

* 1 固定資産税・都市計画税に関する事項のうち、固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるときは、東京都固定資産評価審査委員会に対し、審査の申出をすることができます（審査の申出については、47ページをご覧ください。）。

* 2 帰納処分については、地方税法に審査請求期間の特例が定められています。

● 納税管理人制度について

納税義務者が、都内*に住所・居所・事務所・事業所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理するための納税管理人を定めなければなりません。

詳しくは、所管の都税事務所へお問い合わせください。

*固定資産税・都市計画税、特別土地保有税、事業所税は23区内

(1) 対象の都税

個人の事業税、個人の都民税*、法人の事業税、法人の都民税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税種別割、鉱区税、固定資産税・都市計画税、特別土地保有税、事業所税

*個人の都民税は区市町村民税と併せて課税されています。個人の都民税の納税管理人を定める手続については、区・市役所、町村役場へお問い合わせください。

(2) 納税管理人になることができる方

都内*に住所等を有する方（法人を含む。）

*固定資産税・都市計画税、特別土地保有税、事業所税は23区内

(3) 手続

所管の都税事務所に、「納税管理人申告書」をご提出ください。

なお、様式は都税事務所のほか、東京都主税局ホームページからもダウンロードできます。

● 課税権の期間制限と徴収権の消滅時効

都税の課税や更正・決定が無制限に過去に遡ってされたり、納め忘れた税金を相当の年数を経過して催告されたりすることがあると、納税者はいつまでも不安定な状態に置かれることになります。

そこで、課税や徴収を一定期間内に行わないと、その権限がなくなってしまう制度が設けられています。

(1) 課税することができる期間

法定納期限（納期を分けているものは、第1期の納期限。その都度課税できる不動産取得税や自動車税環境性能割などは、課税できることとなった日）の翌日から起算して、次の期間を過ぎると課税できなくなります。

内 容		課税できる期間
(1)新たに課税、又は増額する場合	ア 普通徴収の方法による都税（イを除く。）	3年間
	イ 不動産取得税、固定資産税・都市計画税	5年間
	ウ 申告納付、特別徴収の方法による都税、加算金	
(2) 税額・加算金を減額する場合		
(3) 偽りや不正行為があった場合		7年間
(4) 特 例	納税者等から不服の申立てや訴訟の提起があった場合	(1)～(3)の期間を過ぎても裁決や判決の日から6か月間課税できます。
	決定をすることができないこととなる日前3か月以内に申告書*1の提出があったことに伴う不申告加算金の決定をする場合	(1)ウの期間を過ぎても申告書の提出があった日から3か月間課税できます。*2
	更正をすることができないこととなる日前6か月以内に更正請求があった場合、その更正に伴う加算金の決定をする場合	(2)の期間を過ぎても更正請求があった日から6か月間課税できます。
	住民税、事業税、特別法人事業税、地方法人特別税や地方消費税で国の所得税、法人税や消費税の更正・決定等があった場合	その処分等があった日から2年間課税できます。

* 1 調査による更正決定を予知して提出があったものを除きます。

* 2 令和2年4月1日以後に法定納期限が到来する不申告加算金について適用します。

(2) 徴収権の消滅時効

原 則	法定納期限又は上の表(4)の特例の場合において裁決や判決、処分等があった日の翌日から5年間権利行使しないと、税の徴収権は消滅します。
時効の完成猶予及び更新*	督促、差押えなどの理由がある場合は、時効は完成せず、その事由が終了した日の翌日から改めて5年間の時効期間が進行します。
偽りや不正があるとき	上の表(3)の場合は、法定納期限の翌日から最長2年間は時効が進行せず、実質的な時効は7年間にあります。
徴収又は換価の猶予をしている期間	猶予期間内は時効は進行しません。

*令和2年3月31日までに時効の中止事由が生じていた場合は、その効力は令和2年4月1日以降も存続します。

減免について

納税者や課税対象に特別の事情があるときには、都税の減免が認められる場合があります。減免を受けようとする方は、原則として納期限までに都税事務所・都税支所・支庁^{*}に、必要書類を添付して減免申請書を提出することが必要です。

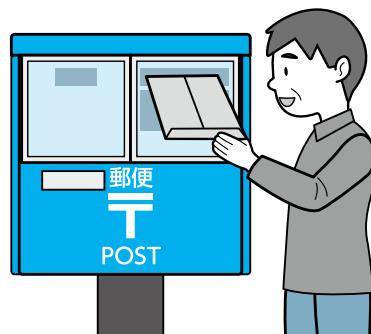
* 自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の場合は、都税総合事務センター・自動車税事務所・都税事務所・都税支所・支庁

● 主な減免制度の種類

税　目	主な減免理由又は減免対象
個人の都民税	○災害により損害を受けたときや生活保護法により生活保護を受けているなどの理由で、個人の区市町村民税が減免されたこと (手続等は、お住まいの区市町村にお問い合わせください。)
個人の事業税	○生活保護法により生活扶助を受けていること ○災害、盗難、横領などによって資産に著しい損害を受けたこと ○高額な医療費の支出があったこと ○納税者又は扶養親族等が障害者又は特別障害者であること ○省エネルギー設備又は再生可能エネルギー設備を取得したこと
法人の事業税	○省エネルギー設備又は再生可能エネルギー設備を取得したこと（中小企業者向け）
不動産取得税	○都市再開発法に基づく権利変換手続により不動産を取得したこと ○取得した不動産がその不動産取得税の納期限までに災害等により滅失・損壊したこと 又は滅失・損壊した不動産に代わる不動産を、災害等の後3年以内に取得したこと ○公共事業による立ち退きで、一定期間内に代わりの家屋を取得したこと ○土地区画整理法による土地区画整理事業に伴い、一定期間内に代わりの家屋を取得したこと ○一定の要件を満たす東京ゼロエミ住宅を新築したこと
固定資産税 都市計画税 (23区内)	○生活保護法により生活扶助等を受けている方の所有する固定資産 ○相続税法の規定により物納された固定資産 ○賦課期日（1月1日）後に、国等へ無償で譲渡された固定資産、又は無償で貸与し、公用若しくは公共の用に供している固定資産 ○災害等により滅失又は甚大な損害を受けた固定資産



税目	主な減免理由又は減免対象																
○公益のため直接専用する自動車 ○構造上専ら障害者の方が利用する自動車 ○一定の要件を満たす障害者の方又は生計を一にする方が所有する自動車で、障害者の方自身が運転するもの又は生計を一にする方がその障害者の方のために運転するもの* *減免額には上限があります。詳しくは、51・53・55ページをご覧ください。																	
(1) 身体障害者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の区分</th> <th>身体障害者手帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下肢機能障害</td> <td>1級～6級</td> </tr> <tr> <td>体幹機能障害</td> <td>1級～3級・5級</td> </tr> <tr> <td>上肢機能障害</td> <td>1級・2級</td> </tr> <tr> <td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能 1級・2級 移動機能 1級～6級</td> </tr> <tr> <td>視覚障害(視力障害・視野障害)</td> <td>1級～3級・視力障害4級(4級の1)</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2級・3級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級・5級</td> </tr> </tbody> </table>		障害の区分	身体障害者手帳	下肢機能障害	1級～6級	体幹機能障害	1級～3級・5級	上肢機能障害	1級・2級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級・2級 移動機能 1級～6級	視覚障害(視力障害・視野障害)	1級～3級・視力障害4級(4級の1)	聴覚障害	2級・3級	平衡機能障害	3級・5級
障害の区分	身体障害者手帳																
下肢機能障害	1級～6級																
体幹機能障害	1級～3級・5級																
上肢機能障害	1級・2級																
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級・2級 移動機能 1級～6級																
視覚障害(視力障害・視野障害)	1級～3級・視力障害4級(4級の1)																
聴覚障害	2級・3級																
平衡機能障害	3級・5級																
(2) 戰傷病者 <table border="1"> <tr> <td>戦傷病者手帳</td> <td>減免が受けられる障害の程度については、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。</td> </tr> </table>		戦傷病者手帳	減免が受けられる障害の程度については、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。														
戦傷病者手帳	減免が受けられる障害の程度については、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。																
(3) 知的障害者 <table border="1"> <tr> <td>愛の手帳 (療育手帳)</td> <td>総合判定 1度～3度</td> </tr> </table>		愛の手帳 (療育手帳)	総合判定 1度～3度														
愛の手帳 (療育手帳)	総合判定 1度～3度																
(4) 精神障害者 <table border="1"> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳 (自立支援医療受給者証をお持ちの方に限ります。)</td> <td>1級</td> </tr> </table>		精神障害者保健福祉手帳 (自立支援医療受給者証をお持ちの方に限ります。)	1級														
精神障害者保健福祉手帳 (自立支援医療受給者証をお持ちの方に限ります。)	1級																
<small>(注1) 障害者の方1人に対して1台に限られています。 (注2) 軽自動車税種別割の減免制度につきましては、お住まいの区市町村にお問い合わせください。</small>																	
事業所税 (23区内)	○災害等により滅失又は甚大な損害を受けた事業所用家屋																
軽油引取税	○災害等により保有する未課税又は免税軽油が流出等の損害を受けたこと																



都税に関する証明等の手続について

● 都税に関する証明等の種類

		概 要
納税証明		納付（納入）すべき額、納付（納入）した額及び未納額等を証明する書類です。 今年度分を含め、6年度分発行することができます。
自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）		自動車の車検（継続検査・構造等変更検査）の際に必要なものです。自動車税種別割の納税通知書・納付書に添付されていますが、納税証明を紛失した場合には再発行します。 ※運輸支局及び自動車検査登録事務所等の窓口にて、納税確認を電子的に行えるようになったため、車検時に納税証明の提示を「省略」できるようになりました（納税確認ができるまで、納付後最大10日程度かかります。）。 ※車検（継続検査・構造等変更検査）以外には使用できません。
滞納処分を受けたことのないことの証明		都税について滞納処分を受けた者でないことを証明する書類です。 (注)「滞納（未納）がないことの証明」ではありません。東京都では「滞納（未納）がないことの証明」は発行しておりませんので、必要な税目や年度をご確認いただき、納税証明（一般用）をご申請ください。
酒類製造販売の免許申請のための証明		都税について、次の事項に該当しないことを証明する書類です。 ①過去2年以内に都税の滞納処分を受けた者であること ②都税について通告処分を受け、その旨を履行した日から3年を経過しない者であること ③現に都税を滞納している者であること
固定資産	評価証明	固定資産課税台帳に登録された事項のうち、当該年度の賦課期日現在の固定資産の評価額、課税標準額、所有者、所在等を証明する書類です。今年度分を含め、6年度分発行することができます。
	関係（公課）証明	固定資産課税台帳に登録された事項のうち、当該年度の賦課期日現在の固定資産の評価額、課税標準額、税額、所有者、所在等を証明する書類です。今年度分を含め、6年度分発行することができます。
	物件証明	固定資産課税台帳に登録された事項のうち、不動産登記簿に登録されている事項と同様の事項を証明する書類です。 未登記の固定資産は証明できません。今年度分のみ発行することができます。
固定資産（補充）課税台帳		固定資産の所在、所有者、状況、課税標準である価格等が登録された公簿です。土地・家屋の場合は、地目又は種類、地積又は床面積等が記載されています。償却資産の場合は種類、数量、価格等が記載されています。 今年度分を含め、6年度分閲覧することができます。
土地・家屋名寄帳		固定資産（補充）課税台帳に基づき、納税義務者ごとにその土地及び家屋に関する登録事項を一覧にした帳簿です。今年度分を含め、6年度分閲覧することができます。
地籍図		土地の地番等を明らかにした地図です。 土地が所在する区にある都税事務所で、今年度分のみ閲覧することができます。
事業開始等申告書提出済証明（法人）		法人が、事業開始等申告書（法人設立設置届出書・異動届出書）を提出していることを証明する書類です。

納税証明を取得するには

● 申請先

郵送による申請先は86ページをご覧ください。

都税における納税証明は、全ての都税事務所、都税支所及び支庁で申請できます。

証明の種類		申請先事務所
納税証明（一般用）	自動車税種別割以外	全都税事務所、都税支所、支庁
	自動車税種別割	全都税事務所、都税支所、支庁、都税総合事務センター、自動車税事務所
滞納処分を受けたことのないことの証明		全都税事務所、都税支所、支庁
酒類製造販売の免許申請のための証明		全都税事務所、都税支所、支庁
自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）		全都税事務所、都税支所、支庁、都税総合事務センター、自動車税事務所

(注) 特別法人事業税（国税）及び地方法人特別税（国税）については、法人の事業税との合算額で証明を行います。

● 申請できる方

- (1) 証明事項に係る本人
- (2) 本人の代理人

● 証明を申請する際に必要なもの

本人確認書類については88ページをご覧ください。

(1) 本人が申請する場合

申請者本人であることが確認できる書類

- (注1) 相続人の方が証明を申請される場合は、法定相続情報一覧図（写し）をお持ちください。法定相続情報一覧図（写し）が無い場合は、①相続人であることが分かる書類（戸籍謄本等）及び②被相続人の死亡の事実が確認できる書類（除籍謄本等）をお持ちください。
- (注2) 申請者が法人又は法人の代表者である場合には代表者印の押印された申請書と申請者本人であることが確認できる書類が必要です。なお、代表者印とは商業登記規則第9条に規定する法務局等へ提出した印（実印）です。

(2) 本人の代理人が申請する場合 ((ア) と (イ) の両方が必要です。)

- (ア) 委任状、同意書、代理人選任届等、本人の委任若しくは同意を受けていることが確認できる書類又は法定代理人であることが確認できる書類（法人からの委任状等には、代表者印の押印が必要です。なお、代表者印とは商業登記規則第9条に規定する法務局等へ提出した印（実印）です。)
- (イ) 代理人本人であることが確認できる書類（上記（1）と同じ。）

● 証明の手数料は

(1) 納税証明（一般用）……………1枚1税目につき 400円

同一税目についての数年度分の証明は1件となります。固定資産税・都市計画税は、あわせて1税目と数えます。また、法人の事業税・特別法人事業税（又は法人の事業税・地方法人特別税）及び法人の都民税は2税目と数えますので手数料は800円です。

例：1 固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の2税目について納税証明を申請する場合 →手数料= 400（円）× 2（税目）× 1（通）= 800円
2 法人の事業税・特別法人事業税（又は法人の事業税・地方法人特別税）及び法人の都民税の2税目について、2枚の納税証明を申請する場合 →手数料= 400（円）× 2（税目）× 2（通）= 1,600円

(2) 滞納処分を受けたことのないことの証明………1通につき 400円

(3) 酒類製造販売の免許申請のための証明………1通につき 400円

(注) 自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）の発行手数料は無料です。

● 評価証明等の発行・閲覧を申請するには ●

● 申請先

郵送による申請先は86ページをご覧ください。

(1) 証明発行の申請は、23区内の全ての都税事務所で申請できます。

所管外の都税事務所へ申請された場合は、交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 閲覧の申請は、固定資産の所在する区にある都税事務所でのみ申請できます。

所管外の都税事務所では、閲覧できませんので、ご注意ください。

(注1) 郵送で申請する場合は、都税証明郵送受付センターに対し、23区内の土地・家屋課税台帳及び名寄帳の閲覧についての申請書を送付できます(86ページ参照)。

(注2) 23区外の証明等は固定資産の所在する各市町村へお問い合わせください(100ページ参照)。

● 申請できる方

	証 明			閲 覧		
	評価証明	関係証明	物件証明	課税台帳	名寄帳	地籍図
固定資産税の納税義務者（共有者も含みます。）	○	○	○	○	○	○
借地人・借家人*等	○	×	○	○	×	○
訴えを提起する方	○	×	○	×	×	○
所有者の方（賦課期日後に所有者となられた方）	○	×	○	○	×	○
その他法令等に基づく正当な理由を有する方（破産管財人等）	△	△	○	△	△	○

○ 申請できます

△ 一部の方が申請できます

× 申請できません

* 借りている土地や家屋について

土地（家屋）について、賃借料等の対価を支払って賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有していれば、土地（家屋）の固定資産課税台帳の閲覧申請及び固定資産評価証明の交付申請をすることが可能です。なお、申請できる物件は、賃借権その他使用収益を目的とする権利を有している物件に限られます。

● 申請する際に必要なもの

本人確認書類については88ページをご覧ください。

書類については、原則として原本を提示していただきます。

(1) 及び (2) に記載のない申請者に関する必要な書類については、東京都主税局ホームページをご覧いただくか、所管の都税事務所にお問い合わせください。

(1) 証明・閲覧事項に係る本人が申請する場合

申 請 者	必要な書類（本人確認書類に加えて）
個 人	なし（本人確認書類のみ）*1
法人の代表者	いずれか一つ 代表者印の押印された申請書 法人の代表者であることの確認書類*2
法人の従業員	どちらも必要 代表者印の押印された申請書 従業員であることの確認書類*3



(2) 委任の場合の取扱い

委任者	受任者 (申請者)	窓口に 来る者	必要な書類（本人確認書類に加えて）	
個人 ^{*1}	個人		委任者により自署又は押印された委任状	
法人	個人		(委任者の) 法人の代表者印の押印された委任状	
個人	法人	代表者	必 須	委任者により自署又は押印された委任状
			いすれか 一 つ	・(受任者の) 代表者印の押印された申請書 ・(受任者の) 法人の代表者であることの確認書類 ^{*2}
		従業員		・委任者により自署又は押印された委任状 ・(受任者の) 代表者印の押印された申請書 ・従業員であることの確認書類 ^{*3}
法人	法人	代表者	必 須	(委任者の) 法人の代表者印の押印された委任状
			いすれか 一 つ	・(受任者の) 代表者印の押印された申請書 ・(受任者の) 法人の代表者であることの確認書類 ^{*2}
		従業員		・(委任者の) 法人の代表者印の押印された委任状 ・(受任者の) 代表者印の押印された申請書 ・従業員であることの確認書類 ^{*3}

* 1 相続人の方が申請又は委任される場合、納税義務者の死亡したことが分かる書類（法定相続情報一覧図（写し）、除籍謄本等）及び相続人であることが分かる書類（法定相続情報一覧図（写し）、戸籍謄本等）をお持ちください。

* 2 代表者の氏名・住所が記載された商業登記簿謄本等をお持ちください。

* 3 従業員証・保険証等をお持ちください（所属する法人名と従業員姓名が明記されているものに限る。）。

都税に関する証明等の手続について

● 手数料は 詳しくは、23区内の都税事務所までお問い合わせください。

(1) 証明発行の手数料 1件^{*1}につき 400円^{*2}

- * 1 土地、家屋又は償却資産に関する証明については、土地1筆、家屋1棟又は償却資産の種類ごとに、それぞれ1件と數えます。
- * 2 固定資産評価証明・固定資産関係証明・固定資産物件証明については、1回の申請で同一種類の証明を2件以上申請された場合、「土地又は家屋」、「償却資産」の別ごとに2件目以降1件につき100円となります（ただし、同一の所有者で、かつ資産の所在が同じ区内のものを申請された場合に限ります。）。

(2) 閲覧の手数料 1回につき 300円

公簿の閲覧は、簿冊1冊をもって1回となります。

窓口以外の申請方法

● 郵送で申請する場合は

証明等の申請は、郵送でも受け付けております。申請書、手数料*（定額小為替（無記名）でお願いします。）、返信用封筒（宛先を記入、郵便切手を貼ったもの）等を同封の上、証明等の種類に応じて以下の送付先までお送りください。 証明等の返送先は、原則として、都税の納税通知書送付先又は都税事務所に届けている住所（本店又は主たる事務所の所在地）になります。

証明等の種類	申請書等の送付先
納税証明（一般用）	
自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）	
滞納処分を受けたことのないことの証明	
酒類製造販売の免許申請のための証明	
23区内の固定資産（土地・家屋） 評価証明・関係証明・物件証明	都税証明郵送受付センター 〒112-8787 東京都文京区春日1-16-21
23区内の土地・家屋課税台帳	
23区内の土地・家屋名寄帳	
上記以外の証明・閲覧	所管の都税事務所等

* 手数料は過不足のないように送付してください（ご不明な点は、都税事務所等でご確認ください。）。
なお、自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）の手数料は無料です。

● パソコン、スマートフォンから申請する場合は（電子申請）

都税に関する証明等を電子申請することができます。

「東京共同電子申請・届出サービス」（以下「共同申請」という。）による電子申請では、ご自宅やオフィスのパソコンから、「スマート申請」では、スマートフォンからでも申請、手数料の納付ができますので、東京都主税局ホームページから申請手続のページにアクセスしてご利用ください。

(1) 電子申請できる証明等の種類

- ・納税証明*
- ・滞納処分を受けたことのないことの証明
- ・酒類製造販売の免許申請のための証明
- ・23区内の土地・家屋名寄帳
- ・23区内の固定資産（土地・家屋）評価証明
- ・23区内の固定資産（土地・家屋）関係（公課）証明

*自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）は申請できません。郵送又は窓口で申請してください。

(2) 申請できる方・申請に必要なもの

	共同申請	スマート申請
申請できる方	・納税義務者本人 ・法令等に基づき証明等の申請をすることについて正当な理由を有するもの ・上記の代理人	【個人の方】納税義務者本人 【法人の方】法人の代表者 ※代理人や相続人等からの申請は受け付けておりません。
申請に必要なもの	・パソコン ※ Windows 以外の OS ではご利用になれません。 ※スマートフォンやタブレット端末からの申請はできません。 ・各種電子証明書 ※ IC カードタイプは IC カードリーダーが必要です。 ※納税義務者本人以外からの申請は、上記に加え、委任状等の確認資料の別送が必要です。	・スマートフォンとアプリ ※専用アプリでマイナンバーカードを読み取り、本人確認を行います。 ※パソコン又はタブレット端末からの申請する方もアプリの取得が必要です。 ・マイナンバーカード ※署名用電子証明書暗証番号（マイナンバーカード発行時に自治体の窓口で登録した暗証番号）が必要です。 ※法人分の申請は、上記に加え、登記情報提供サービスから取得した商業・法人登記情報の「照会番号」「発行年月日」が必要です。
手数料、郵送料の納付方法	・ペイジー ※インターネットバンキング又は金融機関・郵便局のペイジー対応 ATM から納付してください。	・クレジットカード ※対応ブランドは、VISA、Mastercard、AmericanExpress、JCB、DinersClub です。

閲覧と証明

申請できる方

- (1) 納税義務者本人
- (2) 本人の代理人
- (3) 法令等に基づく正当な理由を有する方

申請者の確認をします*

運転免許証
健康保険証
身分証明書

など、1～2種類の書類が必要です。
※詳細は、88ページ「都税に関する証明等の申請時の本人確認書類」をご覧ください。

代理人等の場合

委任状
同意書
代理人選任届

なども必要です。

閲 覧

[手数料]
1回につき 300 円

閲覧できる公簿

- (1) 固定資産課税台帳
- (2) 土地・家屋名寄帳
- (3) 地籍図（どなたでも閲覧できます。）

証 明

[手数料]
1税目1件につき 400 円*

（固定資産税と都市計画税、法人の事業税と特別法人事業税、法人の事業税と地方法人特別税は、2税目あわせて1件）

都税に関する証明

- (1) 納税証明
- (2) 固定資産評価証明
- (3) 固定資産関係証明
- (4) 固定資産物件証明（どなたでも申請できます。）
- (5) その他

*都税に関する証明（2）～（4）については、85・86ページもご確認ください。

(注1) 土地・家屋に係る固定資産課税台帳の閲覧及び固定資産評価証明の交付については、借地人・借家人（対価が支払われるものに限る。）の方も申請できます。申請に当たっては、88ページ「本人確認書類」のほか、借地人・借家人であることが確認できる書類（賃貸借契約書等）が必要です。転借権を有する方は、転貸借契約書及び所有権者と借地人・借家人の方の賃貸借契約書もあわせて必要です。また、所有者の代理人と契約締結している方は、借地人・借家人の方の賃貸借契約書等に加えて、所有者と代理人の賃貸借契約に係る委任関係を証する書類（委任状等）の写しもあわせて必要です。

(注2) 土地、家屋又は償却資産に関する証明については、土地1筆、家屋1棟又は償却資産の種類ごとに、それぞれ1件と數えます。

● 都税に関する証明等の申請時の本人確認書類 ●

主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で閲覧と証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、閲覧・証明申請時の本人確認を厳格に行ってています。

○窓口で申請される場合

申請される方の身分を証明できる書類のうち、次のいずれかの組合せでの提示をお願いします。

■ 窓口で提示いただく「本人確認書類」 ■

申請される方が本人と確認できる官公署が発行した書類

顔写真付き

- 運転免許証
- 旅券（パスポート）
- マイナンバーカード（個人番号カード）など

Aから
1種類

顔写真なし

- 国民健康保険等の被保険者証
- 国民年金手帳

など

Bから
2種類

A、B以外の特定の本人名義の書類

- 国税又は地方税の納税通知書
- クレジットカード・キャッシュカード
- 東京都シルバーパス
- 法人が発行した身分証明書（顔写真付き）など

BとCからそれぞれ1種類
※Cから2種類は不可

【例】 (○) B国民年金手帳 + C納税通知書 (×) C納税通知書 + Cクレジットカード

※申請者（窓口に来られた方）の本人確認書類（原本）の提示が必要です。

※A及びBの「本人確認書類」については、原則として写しをとらせていただきますのでご了承ください。

都税に関する証明等の手続について

○郵送で申請される場合

- ・証明等は、原則として、①納税通知書送付先、②都税事務所等に届けている住所（本店又は主たる事務所の所在地）のいずれかに送付します。
- ・申請書の記載内容（証明等の対象、申請者等）が、課税台帳等に登録されている内容と一致し、証明等の送付先が①又は②である場合は、「本人確認書類」等は不要です。
- ・上記①又は②以外への送付を希望される場合は、手続等について、所管する都税事務所等へお問い合わせください。

○共同申請で申請される場合

本人確認は、各種電子証明書により行います。

個人	①マイナンバーカード ②マイナンバー対応 IC カードリーダー ③公的個人認証サービス利用者クライアントソフト* *詳細は、公的個人認証サービスポータルサイトをご覧ください。
法人	①以下いずれかの電子証明書* 商業登記に基づく電子証明書、AOsign サービス、TOiNX 電子入札対応認証サービス、TDB 電子認証サービス Type A、DIACERT-PLUS サービス（旧 電子入札コアシステム用電子認証サービス）、e-ProbatioPS2 サービス ② IC カードリーダー（IC カード型証明書の場合のみ） *各種電子証明書の詳細は、各事業者のホームページをご覧ください。

○スマート申請で申請される場合

法人分の証明等を申請できる方は、法人代表者に限られます。

個人	①マイナンバーカード ②スマートフォンとアプリ（Graffer 電子署名アプリ）
法人	①マイナンバーカード ②スマートフォンとアプリ（Graffer 電子署名アプリ） ③登記情報提供サービスから取得した商業・法人登記情報の「照会番号*（10桁の数字）」「発行年月日」 *照会番号は、1つにつき1度限り使用可能で、有効期限は請求の翌日から100日間です。

- ◆本人確認書類等の提示又は提出があった場合でも、必要と判断した場合は、口頭質問や電話確認等を行います。
- ◆都税について課税されていない方が、滞納処分を受けたことのないことの証明及び酒類製造販売の免許申請のための証明を窓口又は郵送で申請される場合に必要となる本人確認書類については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

◆マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、複数の機関が保有する個人情報を同一人の情報であるということを確認するためのものであり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されました。

<個人番号>

日本国内の区市町村に住民票のある全ての方に通知される12桁の番号です。個人番号は、一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、変更されませんので、大切にしてください。

<法人番号>

国税庁長官により指定される13桁の番号です。株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に対して1法人に一つ指定されます。

また、法人番号は、個人番号とは異なり利用範囲の制約がありません。国税庁の法人番号公表サイトで公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

【法人番号公表サイト】<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

◆サイバーセキュリティ対策

主税局で使用している税務システムは、外部ネットワークと切り離しており、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）がネットワークを通じて外部に流出することがないよう対策しています。

【特定個人情報保護評価の実施について】<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jisshi/hyouka.html>

◆マイナンバーの記載と本人確認について

個人番号や法人番号の記入欄が設けられた申告書等を提出いただく際には、個人番号や法人番号をご記入いただくことになります。主な書類は、償却資産申告書（償却資産課税台帳）、法人の都民税・法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申請書・届出書、申告書（平成28年1月1日以後に開始した事業年度分から）等です。

【社会保障・税番号(マイナンバー)制度について】<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mynumber.html>

<本人確認>

個人番号を記載した書類を提出いただく際は、なりすまし防止のため本人確認をさせていただきます。都税事務所等の窓口で書類を提出される際は、次のいずれかの組合せでの提示をお願いします。

○本人が申告書等を提出する場合

	番号確認	身元確認
ア	個人番号カードの裏面	個人番号カードの表面
イ	【以下の書類から1点】 ・住民票の写しや住民票記載事項証明書 (個人番号が記載されたもの) ・通知カード(記載事項に変更がない場合、又は正しく 変更手続されている場合に限る。)	【身分証明書（以下の書類から1点）】 ○運転免許証 ○パスポート など

○代理人が申告書等を提出する場合

本人の番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
【以下の書類の写しから1点】 ・本人の個人番号カード【両面】 ・本人の住民票の写しや住民票記載事項証明書 (個人番号が記載されたもの) ・本人の通知カード(記載事項に変更 がない場合、又は正しく変更手続さ れている場合に限る。)	【以下の書類から1点】 ○代理人の個人番号カード ○運転免許証 ○税理士証票 ＜代理人が法人の場合＞ ○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書 など +当該法人との関係を証する書類(社員証等)	【以下の書類から1点】 ・委任状【原本】 ・税務代理権限証書 ・本人しか持ち得ない書類 (例：個人番号カード、保険証) など

(注1) 郵送時は、写しを同封してください。

(注2) 都税に関する証明等の申請時の「本人確認」(88ページ)とは異なります。

(注3) eLTAXで申告される場合は、本人の番号確認資料をPDF等のデータでお送りください。マイナンバー制度施行後(平成28年1月以降)に電子申告にて申告書等をいすれかの地方公共団体に提出したことがある場合や、本人が個人番号カードにより申告書等に署名する場合には、本人の番号確認資料の添付は不要です。

令和5年度地方税制改正等のあらまし

税金の種類	内 容	適 用																					
自動車税 軽自動車税	(1) 環境性能割に係る税率の適用区分について、燃費基準を令和5年末まで据え置き、令和6年から厳格化する。 (2) 種別割のグリーン化特例について、適用期限を令和8年3月末まで3年延長する。	令和5～7年度適用分																					
個人住民税	NISA（少額投資非課税制度）について、以下の見直しを行った上で、恒久化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・非課税保有期間を無期限化 ・年間の投資上限額の引上げ及び生涯の投資上限額の設定 ・現行、選択制である「つみたてNISA」「一般NISA」を、「つみたて投資枠」「成長投資枠」とし、併用可能とする <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">非課税保有期間</th> <th colspan="2">年間投資上限額</th> <th rowspan="2">生涯投資 上限額</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つみたてNISA →つみたて投資枠</td> <td>20年</td> <td rowspan="2">無期限</td> <td>40万円</td> <td>120万円</td> <td>1,800万円</td> </tr> <tr> <td>一般NISA →成長投資枠</td> <td>5年</td> <td>120万円</td> <td>240万円</td> <td>上記のうち 1,200万円</td> </tr> </tbody> </table>		非課税保有期間		年間投資上限額		生涯投資 上限額	改正前	改正後	改正前	改正後	つみたてNISA →つみたて投資枠	20年	無期限	40万円	120万円	1,800万円	一般NISA →成長投資枠	5年	120万円	240万円	上記のうち 1,200万円	令和6年から
	非課税保有期間		年間投資上限額		生涯投資 上限額																		
	改正前	改正後	改正前	改正後																			
つみたてNISA →つみたて投資枠	20年	無期限	40万円	120万円	1,800万円																		
一般NISA →成長投資枠	5年		120万円	240万円	上記のうち 1,200万円																		
固定資産税	(1) 中小事業者等の生産性向上や賃上げを促すため、一定の機械・装置等について、最大で5年間、課税標準を価格の3分の1とする措置を講じる。 (2) 長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションについて、工事完了の翌年度分の税額から条例で定める割合（6分の1以上2分の1以下）に相当する金額を減額する措置を講じる。	令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得したもの 令和5年4月1日から令和7年3月31日までに工事を行ったマンション																					

東日本大震災からの復興財源を確保するための税制措置

税金の種類	内 容	適 用
復興特別所得税	各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を課す。	平成25年分から令和19年分まで
個人住民税	均等割税率を1,000円（都道府県民税：500円*、区市町村民税：500円*）引き上げる。	平成26年度から令和5年度まで

*地方団体によって、額が異なる場合があります。

都税に関する証明等の手続について

令和5年度地方税制改正等のあらまし